

利根町告示第 86 号

令和 2 年第 4 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 11 月 20 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和 2 年 12 月 2 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和2年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 2	水	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	12. 3	木	休 会	議案調査	
3	12. 4	金	休 会	議案調査	
4	12. 5	土	休 会	議案調査	
5	12. 6	日	休 会	議案調査	
6	12. 7	月	休 会	議案調査	
7	12. 8	火	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和2年第4回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和2年12月2日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	蜂谷忠義君
環 境 対 策 課	長	中村寛之君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
学 校 教 育 課 長		青木正道君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	赤尾津政男
書 記	荒井裕二
書 記	野田あゆ美

1. 会議録署名議員

5番 石井公一郎君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年12月2日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第72号 利根町男女共同参画推進条例
- 日程第5 議案第73号 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第6 議案第74号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第75号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第76号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 議案第79号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第80号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第82号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第84号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第18 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第71号
- 日程第4 議案第72号
- 日程第5 議案第73号
- 日程第6 議案第74号
- 日程第7 議案第75号

- 日程第 8 議案第76号
- 日程第 9 議案第77号
- 日程第10 議案第78号
- 日程第11 議案第79号
- 日程第12 議案第80号
- 日程第13 議案第81号
- 日程第14 議案第82号
- 日程第15 議案第83号
- 日程第16 議案第84号
- 日程第17 諮問第 1 号
- 日程第18 休会の件

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和 2 年第 4 回利根町議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルスの感染状況については、これまでと比較して、この第 3 波は感染の拡大が著しく、茨城県においても県南地域に多くの陽性者が確認されております。政府も、緊急事態宣言を回避するにはこの 3 週間が正念場で、集中的に対策を強化するとしております。こうした状況を鑑み、議会運営委員会では、傍聴者及び職員と議員の接触を最小限とし時間短縮を図るため、一般質問を急遽取りやめるという判断をいたしました。傍聴を希望する方など住民の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。皆様の安全と健康を心より祈念いたします。

それでは本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います

監査委員より、令和 2 年 8 月分から令和 2 年 10 月分の現金出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

5 番 石 井 公一郎 議員

6 番 石 山 肖 子 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日から12月8日までの通算7日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳はお手元に配付のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり，行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん，おはようございます。令和2年第4回利根町議会定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

初めに，一時は落ち着いてきたかのように見えていた新型コロナウイルスの感染が，冬の到来とともに各地で急速に広がりつつあります。茨城県においても，1日当たりの感染者数は11月以降急激に増加しており，特に県南，県西地域を中心に感染が拡大している状態にあります。町においても，これまでに陽性者3名，また職員においても検査結果は陰性となりましたが，家族間の接触により濃厚接触者となるなど，コロナが身近に迫ってきております。これから冬本番を迎えるに当たり，季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されており，引き続き感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。

それでは，提出議案の総括説明に先立ちまして，町政等の一端を申し上げます。

まず，国内の経済情勢に着目いたしますと，内閣府が11月に公表した月例経済報告では，景気は，新型コロナウイルス感染症の影響により，依然として厳しい状況にあるが，持ち直しの動きが見られるとし，先行きについては，感染拡大防止策を講じつつ，社会経済活動のレベルを引き上げていく中で，各種政策の効果や海外経済の改善もあって，持ち直しの動きが続くことが期待されるが，感染症が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があるとしております。

こうした中，町では，新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに，感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図ることを目的とした，国の地方創生臨時交付金を活用した様々な事業を実施しており，事業の進捗状況はおおむね順調であります。今後も，国，県の動向を注視しながら，この難局を乗り越えていきたいと思っておりますので，皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

また，現在，新年度に向け予算の編成作業を進めているところですが，町公式ホームペ

ージにおいて公表いたしました予算編成方針を基に、ウイズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた新しい生活様式の下、社会構造の変化に対応した効果的な施策の展開を図ってまいります。

また、昨日ですが、去年12月に茨城県知事に対して要望をしておりました電光掲示板が、もえぎ野台地内の県道千葉竜ヶ崎線沿いに設置され、運用が開始されました。この電光掲示板により栄橋の渋滞情報など各種の道路情報がリアルタイムで表示され、安全で円滑な交通の確保が図られるものと大いに期待しているところです。

続きまして、主な事業の進捗状況等について御報告申し上げます。

初めに、一昨年からスタートし、今回で3回目を迎えるトネマチ冬まつりについてでございます。こちらは、利根町観光協会が実施する事業となりますが、若手職員などが中心となって実行委員会を立ち上げ、若者ならではの発想のアイデアで、これまでにない形のイベントをつくり上げております。今回の開催につきましては、コロナだから中止にするのではなく、コロナ禍の今だからこそできることがあるのではないかと、どのような形だったら開催できるのかを実行委員会メンバーで知恵を出し合い、オンラインでの開催なども視野に入れながら、イベントの実現に向け進めているところでございます。開催時期については、今後の感染状況にもよりますが、来年1月中旬頃の開催を目指しております。

次に、消防関係でございますが、利根消防署の移転につきましては、移転先であります横須賀地内の土地所有者の3名の方々に御同意をいただき、11月5日付で土地所有者と稲敷地方広域市町村圏事務組合で土地売買契約が成立されたところでございます。こちらにつきましては、本定例会に議案を提出しておりますが、今回の組織改革の目的は、町長事務部局において必要な課を統廃合することにより、効率的・効果的な行政運営を目指すとともに、時代に即した組織体制を確立するために行うものでございます。

組織改革による主な見直し点ですが、近年頻発する災害対策の機能強化を図るため、防災危機管理課を新設いたします。また、新たなまちづくり部門としてまち未来創造課を新設し、「みんなが住みたくなるまち とね」の実現を目指します。

次に、住民自治基本条例の進捗でございますが、本年2月に第14回の検討委員会を開催して以来、新型コロナウイルスの影響により検討委員会の開催を見合わせておりましたが、8月より検討委員会を再開しております。検討委員会では、委員一人一人から率直な御意見を伺いながら活発な意見交換を行い、条文の検討を進めていただいております。引き続き条例制定に向けた検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、新規条例制定2件、条例改正が5件、補正予算が5件、その他人事案件など合計で15件の案件の御審議をお願いするものでございます。

議案第71号は、利根町課等設置条例の一部を改正する条例で、効率的・効果的な行政運

営を目指すとともに時代に即した行政組織を構築するため、条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第72号は、利根町男女共同参画推進条例で、男女共同参画社会を実現するためには、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進することが必要であり、男女共同参画の推進についての基本理念や、それぞれの責務等を定めた条例を制定したいので提案するものであります。

議案第73号は、利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で、公職選挙法の改正により、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスター作成に係る費用が公費負担の対象とすることが可能となったことに伴い、利根町議会議員及び利根町長の選挙において立候補しやすい環境を整備するため、公費負担額等について定めた条例を制定したいので提案するものでございます。

議案第74号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、地方自治法施行令の改正により国民健康保険税の減額に係る所得の基準が改められたことに伴い、条例における国民健康保険税の減額及び公的年金等の所得に係る課税の特例の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第75号は、利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、議案第76号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、それぞれ地方税法の改正により地方税に係る延滞金の特例基準割合の名称が改められたことに伴い、引用する字句等を改めたいので提案するものであります。

議案第77号は、利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例で、本町における企業の立地を促進するため、条例における奨励措置の対象事業者を拡大したいので提案するものであります。

議案第78号は、令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）で、歳入歳出それぞれ7,453万9,000円を追加し、総額を85億4,217万9,000円とし、債務負担行為を追加し地方債の変更をするものであります。

議案第79号は、令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ43万8,000円を追加し、総額を22億113万3,000円とし、また、直営診療施設勘定に債務負担行為を追加するものでございます。

議案第80号は、令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為を設定するものであります。

議案第81号は、令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ101万円を追加し、総額を15億5,484万6,000円とするものでございます。

議案第82号は、令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ3,047万円を追加し、総額を5億3,069万8,000円とするものであります。

議案第83号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、地方教育行政を組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第84号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 行政報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

議案第71号について、飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） 議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、効率的・効果的な行政運営を目指すとともに、時代に即した行政組織を構築するため条例を改めたいので提案するものでございます。

それでは、今回提案いたしました条例につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

参考資料1ページをお願いいたします。

第1条は課等の設置の規定でございますが、企画課を政策企画課に改め、防災危機管理課を新設します。

中段よりやや下になりますが、環境対策課を生活環境課に、経済課を農業政策課に改め、まち未来創造課を新設し、都市整備課を廃止するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2条は課等の事務分掌の規定でございますが、現行の総務課の事務分掌中、第5号の消防及び防災と、第6号の交通安全対策につきましては、3ページの改正案の一番上にあります新設する防災危機管理課の所管とするため、これを削るものでございます。

その下の企画課は政策企画課に改め、事務分掌につきましては改正案のとおり、第1号は文言の修正、第2号、第3号、第6号はそれぞれ総合振興計画、男女共同参画、移住・定住を具体的に記載しております。

現行の欄の第4号の市町村合併につきましては、具体的な事務がないこと、第6号のまちづくりにつきましては包括する内容が大き過ぎることから、それぞれ削除しております。

第8号のシティプロモーションにつきましては、3ページ改正案の一番下にあります新設するまち未来創造課の所管とするため、これを削るものでございます。

3ページをお願いいたします。

新設する防災危機管理課の事務分掌につきましては、第1号から第4号のとおり、それぞれ防災、消防、交通安全、防犯としております。

その下の環境対策課は生活環境課に改め、事務分掌につきましては、都市整備課の廃止に伴い第4号に下水道事業を加えております。

その下の経済課は農業政策課に改め、事務分掌につきましては、現行の第4号の商工観光及び消費生活を新設するまち未来創造課の所管とするため、これを削るものでございます。

次に、新設するまち未来創造課は、第1号から次の4ページの第7号まで、それぞれ商工、消費生活、観光、シティプロモーション、都市計画、建築確認、土地区画整理、公園を事務分掌とするものでございます。

都市整備課は廃止に伴い、これを削るものでございます。

附則第1項としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から附則第7項につきましては、本条例により課の名称を改めることに伴い、他の条例で引用する課の名称を改めるものでございます。これにつきましては、5ページから7ページの新旧対照表のとおりでございます。

改正部分の説明は以上でございますが、付け加えまして、今回新設する課について概要を説明したいと思います。

まず、防災危機管理課でございますが、近年頻発する台風災害や今後起こり得る地震災害への対応を隙間なく検証し、より実効性のある防災計画の構築を目指すとともに、感染症なども考慮した新しい避難所運営など、新たな防災機能の強化とともに、地域や自主防災組織との連携強化を図るため新設するものでございます。

次に、まち未来創造課は、これまでの概念にとらわれず、利根町としての観光をどう創出し、どのように地域の産業と結びつけていくかを研究実践します。また、空き店舗の利活用にも着目し、新たな創業者を創出するなど、町内部の楽しみを増やすとともに、町の魅力アップが図られるよう、総合振興計画にもある「みんなが集まる おもしろいまちづくり」を進めていきます。これにより定住促進やふるさと回帰につながられるような好循環を目指します。

政策企画課との関係ですが、政策企画課でビジョンを定め、関連する各課の施策を効果的な政策にコーディネートし、そのうちのまちづくり関連事業をまち未来創造課で実践していくという関係になります。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第72号について、川上企画課長。

〔企画課長川上叔春君登壇〕

○企画課長（川上叔春君） それでは、議案第72号 利根町男女共同参画推進条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、これまでの経緯を申し上げますと、平成27年に利根町男女共同参画推進プランを、令和2年に第二次利根町男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要であります。

このようなことから、議案書9ページの提案理由にもございますように、男女共同参画社会を実現するためには、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進することが必要であり、男女共同参画の推進についての基本理念や、それぞれの責務等を定めた条例を制定したいので提案するものでございます。それでは、今回提案しました条例につきまして御説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

本条例は、目次にありますように、前文、第1章、総則、第2章、男女共同参画の推進に関する基本的施策、第3章、利根町男女共同参画推進委員会、第4章、補則で構成してございます。

それでは、前文から御説明いたします。前文は、国のこれまでの男女共同参画の動きを示し、町での取組の経緯、条例の必要性を踏まえ、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定するという趣旨を明示しております。

続きまして、第1章ですが、第1条は目的規定でありまして、この条例は男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の実現を総合的かつ計画的に推進することを定めております。

第2条は、この条例で用いられる用語の定義を定めています。

第3条は基本理念を定めたもので、第1号では男女の人権の尊重を、第2号では社会における制度または慣行についての配慮、第3号では政策等の立案及び決定への共同参画を、第4号では家庭生活における活動と他の活動の両立を、第5号では生涯にわたる男女の健康維持に対する配慮、第6号では国際的協調を定めています。

第4条は町の責務を定めたもので、第1項は、町は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施することを定めています。第2項は、町民及び事業者の男女共同参画の理解が深まるよう必要な啓発活動を行うことを定めています。

第5条は町民の責務を定めたもので、第1項は、町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で基本理念にのっとり、男女共同参画推進に取り組むよう努めることを定めています。第2項は、町民は町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めることを定めています。

第6条は事業者の責務を定めたもので、第1項は、事業者は事業活動において基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。第2項は、男女が共に職業生活における活動及び家庭生活、地域生活等における活動を両立できるよう、就労環境の整備に努めることを定めています。第3項は、事業者は町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めることを定めています。

第7条は、性別による権利侵害の禁止を定めたもので、第1号で性別を理由とする権利の侵害及び差別的な取扱い、第2号でセクシュアル・ハラスメント、第3号でドメスティック・バイオレンスを定め、男女共同参画社会の形成が阻害されるような行為の禁止を定めています。

第8条は、公衆に表示する情報に関する留意について定めています。

4ページをお願いいたします。

第9条は基本計画について定めたもので、第1項は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定の義務づけ、第2項は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ男女共同参画推進委員会の意見を聞かなければならないこと。第3項及び第4項では、基本計画の公表について定めています。

第10条は、施策の策定に当たっての配慮について定めています。

第11条は、教育における男女共同参画の推進について定めています。

第12条は、男女共同参画推進月間を定めたもので、毎年11月を男女共同参画推進月間として定めています。

第13条は、町民等の活動の支援について定めています。

第14条は、苦情等の申出及び対応について定めたもので、第1項は、町民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策や、性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合についての苦情等を申し出ることができることを定めています。第2項は、町長は苦情等の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応することを定めています。

5ページをお願いします。

第15条は、推進体制の整備について定めています。

第16条は、附属機関等における積極的改善措置について定めています。

第17条は、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うことを定めています。

第18条は、施策の実施状況についての公表について定めています。

第19条から次のページの第25条までは、利根町男女共同参画推進委員会の組織等について定めています。

町では、平成25年7月から任意協議会として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、利根町男女共同参画推進協議会を設置しておりましたが、この条例の制定に当たりまして任意協議会を廃止し、地方自治法に基づく町長の附属機関とした利根町男女共同参画推進委員会を設置することを定めております。

第26条は、委任規定でございます。

附則についてですが、第1項は、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。第2項は、利根町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表第1の改正は、男女共同参画推進委員会委員の報酬を定めるもので、会長は日額4,800円、委員は日額4,200円とするものであります。

別表第2の改正は、男女共同参画推進委員会の委員に町議会議員を定めていることから、第3条の重複の給与の禁止で規定されている、町議会議員が特別職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないを定めている附属機関に、男女共同参画推進委員会を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3項は、現に策定している利根町男女共同参画推進プランは、条例の第9条第1項に規定する基本計画とみなすとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第73号について、飯塚選挙管理委員会書記長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） 議案第73号 利根町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、公職選挙法の改正により、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に関わる費用が公費負担の対象とすることが可能となったことに伴い、利根町議会議員及び利根町長の選挙において立候補しやすい環境を整備するため、公費負担額等について定めた本条例を制定したいので提案するものでございます。

それでは、議案書に基づき御説明いたしますので、併せて参考資料を御覧ください。

第1条は、趣旨規定でございますが、この条例は、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるとしたものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担についての規定です。町議会議員及び町長の選挙における候補者は、6万4,500円に、候補者の届出のあった日から当該選挙の期

日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができることを規定しております。ただし書は、本条の適用除外規定でございまして、候補者の供託物が公職選挙法第93条第1項の規定により町の帰属とならない場合に限るものでございます。つまり、候補者の得票数が供託物の没収点以上の得票が得られないなど、候補者に関わる供託物が没収された場合は、選挙運動用自動車の使用の公費負担は行わず、候補者が負担することになります。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についての規定です。第2条の規定の適用を受け、選挙運動用自動車を無料で使用しようとする候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者、その他の者との間において、選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結したときは、選挙管理委員会に届出なければならないことを規定しております。この際、中ほどの括弧内の除外規定では、親族が業務として事業を営んでいる場合を除き、生計を一にする親族から借用する場合は、公費負担の対象とはならないことを規定しております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続についての規定です。2ページ目にかけてになりますが、町は候補者が第3条の契約に基づき契約の相手方に支払うべき金額のうち、次の各号の区分に応じて定める金額を第2条ただし書に規定する供託物の没収がされない場合に限り、契約の相手方からの請求を受け、直接支払うことを規定しております。

第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合の規定で、当該選挙運動用自動車として使用された各日の合計金額を支払うとする規定でございます。一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約とは、タクシー、ハイヤー事業者等と自動車の使用だけでなく、運送を含めた契約を言います。括弧内の限定規定により、同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用する場合は、候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限られることとなります。また、町が支払うべき金額は日額6万4,500円を限度額としております。

第2号は、第1号で御説明いたしました一般乗用旅客自動車運送事業者以外の運送契約である場合の規定で、アからウまでの区分、具体的には自動車借入れ、燃料代、運転手報酬のそれぞれについて公費負担の金額を規定しております。ここで言う一般旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約とは、レンタカー業者等から自動車をレンタルする契約を言います。

アは、選挙運動用自動車の借入れ契約である場合の規定で、選挙運動用自動車として使用される各日において町が支払う使用料の金額は日額1万5,800円を限度額としております。また、同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用する場合は、候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限られるとしております。なお、選挙運動用自動車に設置するスピーカーや看板等の設備は対象とはなりません。

イは選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合の規定で、町が支払う燃料の代金は、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金が第3条の届出に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して7,560円に、候補者の届出があった日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、候補者からの申請に基づき選挙管理委員会が確認した金額としております。

ウは選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合の規定で、選挙運動用自動車の運転手として運転業務に従事した各日の勤務に対して町が支払う報酬の金額は、日額1万2,500円を限度額としています。また、同一の日において2人以上運転手が雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手に限られることとなります。

3ページをお願いいたします。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についての規定で、選挙運動用自動車の使用について、同一の日に第4条第1号及び第2号に規定する契約のいずれもが締結されているときは、候補者が指定するいずれか一つの契約のみが締結されているものとみなして、第4条を適用することを規定しております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担についての規定で、候補者は、第8条に定める金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成できるものとし、後段の第2条ただし書の規定とは、公職選挙法93条第1項の規定により候補者の得票数が供託没収点に届かず候補者に関わる供託物が町の帰属となった場合は、選挙運動用ビラの作成の公費負担を行わず候補者の負担とする規定でございます。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についての規定で、第6条の規定の適用を受け、選挙運動用ビラを無料で作成しようとする候補者がビラ作成業者と選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければならないことを規定しております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続についての規定で、町は候補者が第7条の契約に基づきビラ作成業者に支払う金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する供託物の没収がされない場合に限り、ビラ作成業者からの請求を受け、直接支払うことを規定しております。町が支払う選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価は7円51銭を限度額としています。なお、選挙運動用ビラの作成枚数は、公職選挙法第142条第7号に定める枚数を超過している場合には、同号に定める枚数となり、町議会議員選挙では1,600枚まで、町長選挙においては5,000枚までとなっております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担についての規定で、候補者は、第11条に規定する金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを規定しております。後段としまして、第2条ただし書の規定を準用するものでございまして、公職選挙法第93条第1項の規定により、候補者の得票数が供託没収点に届かず、候補者に

係る供託物が町の帰属となった場合は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を行わず、候補者の負担となります。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についての規定で、第9条の規定の適用を受け、選挙運動用ポスターを無料で作成しようとする候補者は、ポスター作成業者との間において、選挙運動用ポスターの作成について有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければならないと規定をしております。

4 ページをお願いいたします。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担及び支払手続についての規定で、町は候補者が第10条の契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価に当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を、ポスター作成業者から請求を受け町が直接支払うことを規定しております。町が支払う選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は、1,500円を限度額としております。また、選挙運動用ポスターの作成枚数は、町のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数となります。1未満の端数が生じたときは端数を切り上げます。

第12条は、委任規定でございまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は選挙管理委員会が定めることを規定しております。

附則でございしますが、第1項の施行期日として、この条例は令和2年12月12日から施行するものでございます。これは、改正公職選挙法が令和2年12月12日から施行されるため、本条例も同日を施行期日とするものでございます。

第2項は適用区分でございまして、12月12日の施行日以降にその期日を告示される選挙について適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第74号及び議案第75号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第74号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の減額に係る所得の基準が改められたことに伴い、条例における利根町国民健康保険税の減額及び公的年金等の所得に係る課税の特例の規定を改めたいので提案するものでございます。

今回の改正の内容でございしますが、国民健康保険税の軽減判定所得は総所得金額等を基準にしておりますが、平成30年度の税制改正に伴い、給与所得控除、公的年金等控除の10万円引下げにより、国民健康保険加入世帯が国民健康保険税の軽減判定で不利益にならないよう、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しと公的年金等の所得に係る課税の特例についての改正でございします。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。下線の部分が修正箇所でございます。

第18条、普通徴収税額への繰入れは、特別徴収から普通徴収への変更になった場合の納期は、第10条では項が既定しておりますので1項を加えるものでございます。

次に、第21条、国民健康保険税の軽減は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でありまして、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置規定の改正であります。

2 ページをお開き願います。

第1号は、7割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に基礎控除額を「33万円」としておりましたが、改正後は「43万円」に引き上げるものでございます。国民健康保険税の基礎控除額は、住民税の基礎控除額の引用をしております。さらに、給与所得者等の人数が2人以上の場合は、給与所得者の人数から1を引いた数に10万円を乗じて算出した金額となります。この場合、擬制世帯主を含む世帯主と被保険者及び特定同一世帯所属者の給与所得者等は、給与収入の55万円を超える方で、公的年金等の収入が65歳未満は60万円を超える方、または65歳以上は110万円を超える方になります。

次に、4 ページをお開き願います。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に基礎控除額を33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者の合計に28万5,000円を乗じて金額を算出しておりましたが、改正後は基礎控除額が43万円に引き上げられ、さらに、給与所得者等の人数が2人以上の場合は、その人数から1を引いた数に10万円を乗じて算出した金額になります。

次に、5 ページをお開き願います。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に基礎控除額を33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者の合計に52万円を乗じて算出をしておりましたが、改正後は基礎控除額が43万円に引き上げられ、さらに給与所得者等の人数が2人以上の場合は、その人数から1を引いた数に10万円を乗じて算出した金額となります。

次に、7 ページをお開き願います。

附則第2項は、公的年金等控除額の適用を受けた年齢65歳以上の者の公的年金の所得について、第21条の国民健康保険税の減額の適用の特例の規定になります。同条の記載は、法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額となっておりますので、附則第2項につきましても、総所得金額の次に山林所得金額を加えます。年齢が65歳以上の者の公的年金等の所得については、国民年金保険税の減額の判定に用いる所得金額を算定する場合、公的年金等の控除額を控除した残額から、さらに15万円の金額を控除した金額になります。

条例第21条の適用につきましては、同条中、年齢65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限るとしておりますところを、15万円の特別控除額があり、125万円と読み替えるとなります。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分でございます、改正後は利根町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第75号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第75号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、地方税法の改正により地方税に係る延滞金の特例基準割合の名称が改められたことに伴い、引用する字句等を改めたいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

1ページでございますが、附則第3条中、延滞金の割合の特例でありまして、下線の部分の修正箇所でございます。地方税法の改正により、延滞金の利率の特例に係る表記を変更するもので、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。この改正による延滞金の利率は変更はありません。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

第2項は、延滞金に関する経過措置でございます、改正後は、令和3年1月1日以後から適用し、令和3年1月1日以前の延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第76号について、蜂谷福祉課長。

〔福祉課長蜂谷忠義君登壇〕

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、議案第76号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

今回の改正は、提案理由にありますように、地方税法の改正により地方税に係る延滞金の特例基準割合の名称が改められたことに伴い、引用する字句等を改めたいので提案するものでございます。これは、先ほどの議案第75号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例と同じ改正となります。

お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表をお願いします。

附則第6条、延滞金の割合の特例の改正でございます。今回の改正は、地方税法の改正により延滞金の利率の特例に係る表記を変更するもので、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。この改正による延滞金の利率の変更はございません。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

第2項は延滞金に係る経過措置でございます、改正後の令和3年1月1日以降から施行し、令和3年1月1日以前の延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第77号について、川上企画課長。

〔企画課長川上叔春君登壇〕

○企画課長（川上叔春君） 議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由にもありますように、企業の立地を促進するため、条例における奨励措置の対象事業者を拡大したいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条第2項は、事業者の定義を明確化し、また対象施設の新設、増設または移転に要する土地、家屋及び償却資産の取得のほかに、賃借を加えるため改めるものでございます。

第2条第9号は、町内に住所を有する者の規定を明確化するため、町内に住所を有する常用雇用に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条第3号は、企業立地奨励事業者の要件を拡大するため、土地のほかに建物を加え、また賃借した場合も対象とするため改めるものでございます。

附則第2項は、元号の表記を令和に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第77号までの7件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本

定例会最終日の12月8日に質疑，討論，採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第10，議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）から，日程第14，議案第82号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

議案第78号について，大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） 議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表，債務負担行為補正でございます。最初の議会会議録反訳業務委託から，次のページの下から3番目の図書情報データベース使用料までの35件の事業につきましては，令和3年4月から業務を実施したいため債務負担を行うものであります。期間としましては令和2年度から令和3年度まででございます。

次のホームページ更新管理プログラム賃貸借事業につきましては令和2年度から令和5年度まで，自動体外式除細動器（AED）賃貸借事業につきましては令和2年度から令和8年度まで，それぞれの限度額につきましては記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第3表，地方債補正でございます。起債の目的が過疎対策事業債で利根北部地区基盤整備事業，利根西部地区基盤整備事業，生涯学習センターテラス改修工事の事業費が確定したもので，限度額を350万円減額し4億660万円とするものでございます。なお，起債の方法，利率及び償還方法につきましては，変更はございません。

10ページをお開き願います。

続きまして，歳入につきまして御説明申し上げます。

款15国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金は1,291万4,000円を増額するもので，節1社会福祉費負担金で障害者自立支援給付費負担金で，当初見込みより給付費が伸びているためでございます。負担率は国が4分の2，県と町がそれぞれ4分の1でございます。

次に，項2国庫補助金，目5教育費国庫補助金は568万2,000円を増額するもので，内訳としまして，節1小学校費補助金で，布川小学校大規模改造，空調の学校施設環境改善交付金の交付決定によりまして254万2,000円の増額，節2中学校費補助金で利根中学校大規

模改造，空調の学校施設環境改善交付金の交付決定により314万円を増額するもので，補助率は配分基礎額の3分の1でございます。

款16県支出金，項1県負担金，目1民生費県負担金は1,078万円を増額するもので，内訳としまして，節1社会福祉費負担金で国庫負担金と同様で645万7,000円を増額，節3後期高齢者医療費負担金で令和2年度の後期高齢者医療保険基盤安定納付金額の確定により保険基盤安定負担金で432万3,000円を増額でございます。

次に，項2県補助金，目3衛生費県補助金は1万5,000円を増額するもので，節1保健衛生費補助金で予防接種施行令の一部改正により予防接種事故対策費補助金の増額でございます。

次に，目4農林水産業費県補助金は12万2,000円を増額するもので，内訳としまして節2農業振興費補助金で新型コロナウイルス感染症の影響により会議が開催できなかったため，書面での合意形成を行うため，人・農地問題解決推進事業費補助金で12万3,000円を増額，節5基盤整備促進費補助金で負担額の変更により，基盤整備促進費補助金で1,000円の減額でございます。

款19繰入金，目1財政調整基金繰入金は4,892万8,000円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整でございます。

款21諸収入，目3雑入は40万2,000円を減額するもので，内訳としまして節2医療福祉費雑入で過年度医療福祉費県補助金で，令和元年度医療福祉費実績の確定により12万2,000円を増額，節6雑入で秋のコンサートの中止により鑑賞券販売収入で52万5,000円の減額，負担額の変更により利根北部促進費龍ヶ崎市負担金で1,000円を増額でございます。

11ページを御覧ください。

款22町債，目4過疎対策事業債は350万円を減額するもので，利根北部地区基盤整備事業，利根西部地区基盤整備事業，生涯学習センター整備事業でそれぞれの事業費の確定によるものでございます。

続きまして，歳出でございますが12ページをお開き願います。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費は71万5,000円を減額するもので，共通事務費で新型コロナウイルス感染症の影響で会議など中止となり，有料道路の使用が少なかったため70万円の減額と，稲敷地方市町村自衛隊協力金負担金で，同じく新型コロナウイルス感染症の影響で総会の中止により1万5,000円の減額でございます。

次に，目2秘書広聴課は，利根町区長会事業で，区長，班長謝礼を行政事務補助交付金へ変更したい旨の申出があったため，1地区分の予算を組替えるものでございます。

次に，目5財産管理費は64万9,000円を増額するもので，庁舎管理で手指消毒用アルコールの購入費を増額でございます。

次に，目7まちづくり推進事業費は2,000万円を増額するもので，企業誘致推進事業で町内スーパーマーケットの撤退に伴い，誘致推進対策としてスーパーマーケット空き店舗

出店事業者補助金の増額でございます。

13ページを御覧ください。

次に、項6 監査委員費，目1 監査委員費は3万6,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた研修が中止となったため、旅費と負担金の減額でございます。

款3 民生費，項1 社会福祉費，目1 社会福祉総務費は2,583万円を増額するもので、歳入でも御説明いたしました障害福祉サービス事業で、利用者の増による給付費の伸びにより2,582万9,000円増額と、特別児童扶養手当進達事業で令和元年度実績確定による過年度特別児童扶養手当事務取扱交付金返還金で1,000円増額でございます。

次に、目8 介護保険費は25万円を増額するもので、介護保険特別会計繰出金で介護報酬の改定に伴うシステム改修経費の増額でございます。

次に、目11 後期高齢者医療費は1,076万7,000円を増額するもので、後期高齢者医療特別会計繰出金で令和2年度後期高齢者医療給付費負担金額の確定に伴う増額でございます。

14ページをお開き願います。

次に、項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費は10万9,000円を減額するもので、ひとり親家庭交流事業で新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止となり18万1,000円の減額、妊娠・出産祝い品支給事業で支給対象者が当初見込みより増となったため7万2,000円増額でございます。

次に、目2 児童措置費は施設型給付費支給事業で200万円の増額で、該当施設の入所児童の増減によるものと、地域型保育給付費支給事業で200万円の減額で、入所児童の減によるもので、目の予算の増減はございません。

次に、目4 放課後児童健全育成事業費は2万2,000円を増額するもので、放課後児童対策事業で授業の短縮日課等による勤務時間の増により、会計年度任用職員分の期末手当、社会保険料の増額でございます。

15ページを御覧ください。

款4 衛生費，項1 保健衛生費，目1 保健衛生総務費は22万9,000円を増額するもので、母子保健事業で過年度母子保健衛生費国庫負担金返還金で、令和元年度実績確定による増額でございます。

目2 予防費は41万7,000円を増額するもので、予防接種事業で予防接種法施行令の一部改正により3万3,000円増額、感染症予防対策事業で新型コロナウイルス感染症予防対策のためサーモカメラの購入費で38万4,000円増額でございます。

款4 衛生費，目1 清掃総務費は185万2,000円を増額するもので、清掃事業で押戸地区で発生しました土砂崩れにより排出された竹根等の災害廃棄物処理費用の増額でございます。

款5 農林水産業費，目3 農業振興費は12万4,000円を増額するもので、歳入でも御説明いたしました新型コロナウイルス感染症により地域での会議が開催できなかったため、書

面で合意形成を行うための増額でございます。

16ページをお開き願います。

次に、目5農地費は878万9,000円を増額するもので、利根北部地区基盤整備事業で、創設換地において確保しました公園用地の購入費、機場の補修のための負担金で1,228万9,000円の増額、利根西部地区基盤整備事業で令和2年度の国県の予算が確定したことにより350万円の減額でございます。

款8消防費、目1消防施設費は51万2,000円を増額するもので、経年劣化した第13分団消防機庫の修繕費の増額でございます。

次に、目5防災費は財源の組替えでございます。

17ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は590万円を減額するもので、小学校施設維持補修事業で文小学校特別教室空調設備工事で、当初設計額に不足が生じたため20万円の増額と、布川小学校特別教室空調設備工事で、大規模改造事業として実施するため小学校建設事業へ組み替えるため610万円の減額でございます。

次に、目2教育振興費は12万8,000円を増額するもので、小学校教育助成事業でランドセル支給で所得基準額の見直しによる支給対象者の増による増額でございます。

次に、目4学校建設費は762万6,000円を増額するもので、小学校建設事業で小学校施設維持補修事業からの組替えと、当初設計額の不足分の増額でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費は710万円を減額するもので、中学校施設維持補修事業で利根中学校特別教室空調設備工事で、大規模改造として実施するため、中学校建設事業へ組み替えるため710万円の減額でございます。

次に、目2教育振興費は223万2,000円を増額するもので、中学校教育助成事業で学習指導要領改正に伴う指導書の購入費の増額でございます。

次に、目5学校建設費は942万1,000円を増額するもので、中学校施設維持補修事業からの組替えと、当初設計額の不足分の増額でございます。

18ページをお開き願います。

次に、項4社会教育費、目2文化センター費は88万1,000円を減額するもので、利根町文化センター管理事業で新型コロナウイルス感染症予防対策としてサーモカメラの購入費で38万4,000円の増額、文化芸術事業で秋のコンサート中止により126万5,000円の減額でございます。

次に、目2生涯学習センター費は14万円を減額するもので、生涯学習センター管理事業でテラス改修工事で、職員で修繕を行ったため52万4,000円の減額と、新型コロナウイルス感染症予防対策としてサーモカメラの購入費で38万4,000円の増額でございます。

次に、目4文化財保護費は、文化財保護保存事業で6万7,000円を減額するもので、赤松宗旦旧居における樹木伐採工事で、職員で伐採を行ったための減額でございます。

次に、目8図書館費は図書館管理運営事業で38万4,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症予防対策としてサーモカメラの購入費の増額でございます。

次に、目9コミュニティセンター費は、コミュニティセンター管理事業で77万7,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響で検温及び共用部分の消毒等で作業員が不足するため、作業員1名分で委託料50万7,000円の増額、樹木伐採工事で職員で伐採を行ったため11万4,000円の減額、次のページで新型コロナウイルス感染症予防対策としてサーモカメラの購入費で38万4,000円の増額でございます。

款10公債費、目1元金は58万5,000円を減額するもので、災害援護資金貸付事業債の償還額確定による減額でございます。

次に、目2利子は6万3,000円を増額するもので、過疎対策事業債で令和元年度借入分の利子の増額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第79号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第79号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款3県支出金、項1県負担金・補助金、目1保険給付費等交付金で43万8,000円の増額でございます。これは、前年度実績による特定健康診査等負担金過年度精算金による増額でございます。当初、特定健診受診件数は1,810人のところ、実績では2,010人と200人の増によるものでございます。

歳出でございますが、款7、項1基金積立金、目1財政調整基金費で43万8,000円の増額でございます。これは、歳入で説明いたしました特定健康診査等負担金の過年度精算金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。1件目は国保診療所超音波診断装置賃借料でございます。現在使用している機器は平成23年から10年間使用している機器でありまして、老朽化により新たに令和3年4月1日から賃借したいので設定するものです。期間は令和2年度から令和7年度までで、限度額は526万4,000円でございます。

次に、国保診療所医療事務業務委託でございます。これは、国保診療所の窓口業務や診療報酬請求事務等の医療事務を専門業者に委託するもので、令和3年4月1日から委託し

たいので設定するものです。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は805万2,000円でございます。

次に、国保診療所清掃業務委託でございます。これは診療所の診察室、検査室、待合室、トイレなどの日常清掃と定期清掃を業者に委託するもので、令和3年4月1日から委託したいので設定するものです。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は173万1,000円でございます。

最後に、国保診療所機械警備業務委託でございます。これは、国保診療所の建物の夜間警備のセキュリティーを業者に委託するもので、令和3年4月1日から委託したいので設定するものです。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は51万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

失礼しました。施設勘定の債務負担行為で1点目の国保診療所超音波診断装置賃借料で、金額のほうを「526万4,000円」と言ってしまいましたけれども、正式には「526万5,000円」でございます。訂正して説明いたします。

○議長（船川京子君） 議案第80号について、中村環境対策課長。

〔環境対策課長中村寛之君登壇〕

○環境対策課長（中村寛之君） それでは、議案第80号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第1表の債務負担行為でございます。これは、町営霊園環境整備業務委託でありまして、霊園内共用部分の清掃及び除草等の業務を、令和3年4月より実施したいためのものがございます。期間としましては令和2年度から令和3年度まで、限度額は168万3,000円でございます。

議案第80号の補足説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第81号について、蜂谷福祉課長。

〔福祉課長蜂谷忠義君登壇〕

○福祉課長（蜂谷忠義君） 議案第81号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、令和3年度の介護報酬の改定に伴い、制度改正に対応できるようシステムを改修する費用の増額と、医療保険と介護保険の自己負担分を合算して年間の限度額を超えた場合に支給される高額医療合算介護サービス費の支給額が当初の見込みより増えるために、不足する額を増額補正するものです。

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

歳入の款3国庫支出金、目1介護給付費負担金、節1現年度分でございますが、13万6,000円を増額するものがございます。こちらは、今回の補正で増額する高額医療合算介

護サービス費の国が負担する20%分の負担金となっています。

次に、款3国庫支出金，目5介護保険事業費補助金，節1介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金でございますが，16万5,000円を増額するものでございます。こちらは，今回の補正で上げました，介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託費の国が補助する2分の1の補助金となっています。

次に、款4支払基金交付金，目1介護給付費交付金，節1現年度分でございますが，18万4,000円を増額するものでございます。こちらは，今回の補正で増額する高額医療合算介護サービス費の支払基金が交付する27%分の交付金となっています。

次に、款5県支出金，目1介護給付費負担金，節1現年度分でございますが，8万5,000円を増額するものでございます。こちらは，今回の補正で増額する高額医療合算介護サービス費の県が負担する12.5%分の負担金となっています。

次に、款6繰入金，目1介護給付費繰入金，節1現年度分でございますが，8万5,000円を増額するものでございます。こちらは，今回の補正で増額する高額医療合算介護サービス費の町が負担する12.5%分の負担金となっています。

次に、目2一般会計繰入金，節1事務費繰入金でございますが，16万5,000円を増額するものでございます。こちらは介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託費の町が負担する2分の1の繰入金となっています。

次に、款6繰入金，目1介護給付費準備基金繰入金，節1介護給付費準備基金繰入金でございますが，19万円を増額するものでございます。こちらは，今回補正で増額する高額医療合算介護サービス費の保険者負担分となっています。こちらは増額分から国，県，町の負担金及び支払基金交付金を差し引いた額となっています。

続きまして，7ページをお願いします。

歳出の款1総務費，目1一般管理費，節12委託料でございますが33万円を増額するものでございます。こちらは，令和3年度の介護報酬の改定に伴い制度の改正に対応できるよう，システムを今年度中に改修する必要があるため，その委託費を増額するものです。

次に、款2保険給付費，目1高額医療合算介護サービス費，節18負・補・交でございますが，68万円を増額するものでございます。こちらは，医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額を超えた場合に，この支給されます高額医療合算介護サービス費の支給額が当初の見込みより増えているため，予算が不足するため増額するものです。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に，議案第82号について，直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは，議案第82号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1, 項 1, 目 1 の後期高齢者医療保険料, 節 1 の特別徴収現年度分で1,636万4,000円の増額と, 次の節 2 普通徴収現年度分で333万9,000円の増額でございます。これは, 令和 2 年度の保険料の改正によるものと, 被保険者数が197人増加による保険料を増額するものでございます。

次に, 款 3 繰入金, 項 1 一般会計繰入金, 目 1 後期高齢者医療繰入金で500万4,000円の増額でございます。これは, 令和元年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴い, 追加納付分を繰り入れるものでございます。

次に, 目 3 保険基盤安定繰入金は576万3,000円の増額で, 低所得者被保険者扶養者の保険料軽減公費補填分の中で, 低所得者の軽減分で対象者数は210人増えたことにより, 後期高齢者医療広域連合への負担金額を増額するものでございます。

次に, 歳出でございますが, 款 2, 項 1, 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金で3,047万円の増額でございます。これは, 歳入で説明いたしました後期高齢者保険料保険基盤安定分令和元年度分の後期高齢者医療療養給付費等負担金の追加納付分を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第78号から議案第82号までの5件は, 議案調査のため本日は説明のみにとどめ, 本定例会最終日の12月8日に質疑, 討論, 採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め, そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第15, 議案第83号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とし, 補足説明を求めます。

青木学校教育課長。

〔学校教育課長青木正道君登壇〕

○学校教育課長（青木正道君） 議案第83号 利根町教育委員会委員の任命について, 補足して御説明申し上げます。

この議案につきましては, 現武谷教育委員が令和 2 年12月31日付の任期満了による退任に伴うものでございます。

提案理由でございますが, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により, 議会の同意を得るため提案するものでございます。

1, 住所, 利根町大字下曾根335番地。

2, 氏名, 巻島 久。

3, 生年月日, 昭和31年3月1日。

その他略歴等につきましては, お手元にお配りしております参考資料を御参照いただければと思います。

議案第83号の補足説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第83号は, 議案調査のため, 本日は説明のみにとどめ, 本定例会最終日の12月8日に質疑, 討論, 採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船川京子君) 異議なしと認め, そのように決定いたしました。

○議長(船川京子君) 日程第16, 議案第84号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし, 補足説明を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長(飯塚良一君) 議案第84号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして, 補足して御説明いたします。

提案理由でございますが, 地方税法第423条第3項の規定により, 議会の同意を得るため提案するものでございます。

議案でございますが, 利根町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので, 同意を求めます。

1, 住所, 利根町大字布川253番地327。

2, 氏名, 伊藤恒夫。

3, 生年月日, 昭和36年3月26日。

なお, 本案は委員の任期満了に伴うものですが, 現任委員を再任するものでございます。略歴につきましては, 参考資料の記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第84号は, 議案調査のため本日は説明のみにとどめ, 本定例会最終日の12月8日に質疑, 討論, 採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船川京子君) 異議なしと認め, そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第17，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし，補足説明を求めます。

桜井住民課長。

〔住民課長桜井保夫君登壇〕

○住民課長（桜井保夫君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について，補足して御説明いたします。

これは現委員の任期満了に伴うものでありまして，引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので，人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞くため提案するものでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので，議会の意見を求める。

1，住所，利根町四季の丘二丁目2番地15。

2，氏名，長田律子。

3，生年月日，昭和21年6月28日。

なお，略歴につきましては，参考資料を御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号は，調査のため本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の12月8日に質疑，討論，採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第18，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月3日から7日までの5日間は議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回12月8日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後零時01分散会